

岩手県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

令和6年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生の年月日
森岡歯科診療所	奥州市水沢花園町一丁目2番11号	令和7年3月31日